

100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業委託仕様書

1 事業名

100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業
(以下、本事業)

2 事業概要

(1) 目的

本市では、「健康都市こうふ基本構想」(平成30年制定)及び「健康都市宣言」(令和元年策定)に基づき、市民の健康寿命の延伸と誰もが自分らしく自立して暮らすことができるまちづくりを推進し、「元気Cityこうふ」の実現に取り組んでいる。

本事業は、健診・医療・介護等の多様なデータを基に市民の健康状態を分析し、明らかとなった健康課題についてライフコースアプローチを踏まえた予防施策を展開するものである。あわせて、市民が主体的に健康づくりを進めることができるよう、地域全体で支える体制づくりにつなげ、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

(2) 履行場所

甲府市保健衛生部保健衛生総室健康政策課(甲府市相生二丁目17-1)及び甲府市指定場所

(3) 履行期限

契約締結日から令和9年2月28日まで

3 事業内容

(1) データ分析環境の整備

甲府市が保有する保健事業・介護予防事業、健康測定結果、医療・介護レセプト、介護保険認定、健診、質問票等のデータを市民一人一人の単位で統合し、経年的にみることや医療・介護等分野を横断し可視化すること、地区別での比較することなど目的を達成するために必要なデータ分析環境を準備し提供すること。なお、データ分析環境の提供方法に関しては、自社システムの賃借や分析結果の提供など実現可能な方法を提案すること。

(2) データ分析業務

甲府市からの提供データやこれまでの分析知見をもとに、甲府市が掲げる目的を達成するために有効となるデータ分析をすること。

また、データ分析にいたるデータ加工に関しては、どのような方式・方法で実施したのか加工概要がわかるものを提示すること。

ア 対象とするデータ

- ・ 市保有の保健事業・介護予防事業、健康測定結果、医療・介護レセプト、介護保険認定、健診等結果、質問票、市民アンケートの結果等の基礎データ。
- ・ 国民健康保険現況データ分析結果(令和7年度に甲府市福祉部健康保険課が実

施)。

- ・公表されている厚生労働省所管の各種統計データ、後期高齢者市町村別健康状況データ分析結果(令和7年度に山梨県後期高齢者医療広域連合が実施)等。
- ・受託者がこれまでの分析受託の知見により分析に有効とされるデータ。なお、分析利用の提案を積極的に行うこと。

イ 評価分析

甲府市における疾病の発症・重症化及び生活機能低下等による不健康期間の延長や医療費・介護給付費の増加へ影響を及ぼす疾病や状態に対して、保健事業・介護予防事業等の施策に対する現状把握を行い、その結果を取りまとめること。

分析にあたっては、公衆衛生学や疫学分野での研究成果や他自治体との比較対照性など因果関係の推論に関して根拠を提示すること。

その結果を受け、不健康期間の延長に影響しており、健康寿命の延伸に向けて優先的な対策・介入が必要とされる疾病(以下、優先疾病)に関して仮説立てをまとめること。優先疾病の仮説根拠としては、年齢階級別に根拠となりえる期間を定めての経年変化を含めた分析を実施、また全市的な取りまとめの他に、市が定める31小学校区別にも可視化したうえでの提示とする。

ウ 要因分析

評価分析で示した優先疾患については、客観的な発生要因の特定と合わせ対象個人の過去データを遡り、生活習慣や生活習慣病進行の変化(重症化)、生活機能の変化等を把握し、優先疾病発生の要因を特定できるようにすること。

分析にあたっては、公衆衛生学や疫学分野での研究成果や他自治体との比較対照性など因果関係の推論に関して根拠を提示すること。

(3) 分析結果を踏まえた施策への提言

評価分析・要因分析の結果を踏まえ、平均自立期間の延伸、医療費・介護費の抑制、介入に効果的な年齢層など改善策立案に効果的と考えられる保健事業及び介護予防事業について仮説を含め、複数提言すること。なお、優先疾病へアプローチを行う対象年齢層に対しては、生活習慣病予防及び介護予防の双方の観点を踏まえ、効果的な施策提言を行うこと。

(4) 結果報告会の実施

職員向け結果報告会を協働で実施すること。内容の企画、資料の作成、講師の派遣等を実施すること。結果報告会の形態については、集合を基本とするがオンライン参加も可とする。

(5) 成果物(分析結果等)の提出

ア データ分析結果報告書

評価分析、要因分析、施策提言に関する報告書を作成すること。

全市的評価、地区別評価、個人追跡の3種類でのとりまとめを行うこと。

イ データ加工概要資料

分析に利用した各種データ一覧、データ連携などの加工概要を示した資料を提示すること。
作成部数は、30部・A4・両面・フルカラーとする。

ウ データ集CD又はDVD・2枚

分析に用いたデータや集積結果データ、グラフ等はエクセルやCSVなど職員側での操作ができる形式でとりまとめ、電子ファイル(CDもしくはDVD)にて提示すること。

4 本事業の実施条件

(1) 統括責任者の配置

本事業の実施に当たり、統計解析、データ利活用の知見及び、データ利活用に関する自治体支援実績を有する者を統括責任者として配置し、本事業をマネジメントすること。

(2) 事業実施条件

受託者は、本事業に必要な業務の一部を再委託することができるものとし、再委託先に対し、次に記載の(3)情報セキュリティの確保の規定により受託者の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該再委託先の義務違反に対し、連帯して責任を負うものとする。また、委託契約の全部を一括して再委託することを禁じるものとする。なお、業務の一部を再委託する理由及び再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力又は実績を有していることを明記し、甲府市の承認を得ること。

(3) 情報セキュリティの確保

個人情報及び県が公開予定としていない情報の取扱いに係るセキュリティ体制の確保に万全を期すとともに、甲府市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、甲府市は本事業(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

(4) 法令遵守

本事業に関連する法令(労働基準関連法令等)について遵守すること。

5 成果の帰属

- (1) 本事業により使用する著作物の著作権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。なお、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 本事業の履行に伴い作成された成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に基づく権利を含む。)は、甲府市に帰属するものとし、甲府市が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は、著作者人格権は行使しないものとする。

- (3) ただし受託者が本事業の着手前から保有していた著作物(プログラム、スクリプト等)、ノウハウ、及び汎用的な利用が可能なツール類(AIへの入力プロンプト等)の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は甲府市に対し、甲府市が当該製作物を本事業の目的の範囲内で利用するために必要な、無償かつ非独占的な使用を許諾するものとする。

6 その他の留意事項

- (1) 受託者を決定した後、改めて事業委託内容について甲府市と受託者で協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (2) 各仕様書に定めのない事項、その他本記載内容に関し疑義が生じたときは、両者協議のうえ、円満に解決を図るものとする。
- (3) 受託者は、委託契約の締結後、速やかに事業実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を作成し、甲府市の承認を得るものとし、本事業の実施に当たっては、甲府市と十分協議した上で行うものとする。
- (4) 受託者は事業の実施に当たって、定期的にウェブ会議等により甲府市と打合せを行うこと。なお、頻度や手段については甲府市と十分協議すること。当該打合せの内容については、受託者が記録・作成し、甲府市と共有するものとする。